

介護保険サービス事業者等に対する行政処分について

指定居宅サービス事業者等に対し、令和2年4月15日付けで次のとおり介護保険法、生活保護法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に基づく指定の取消し処分を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社ケアホームあゆみ
- (2) 代表者 代表取締役 加藤 ケイ子
- (3) 所在地 いわき市泉玉露1丁目14番地の10

2 対象事業所

| 名 称 | サービスの種類 | 所 在 地 |
|-------------|-------------------------------------------------|-------------------------|
| 泉ヘルパーステーション | 介護保険法に基づく 訪問介護、第1号事業 (介護予防訪問介護相当 サービス) | いわき市泉もえぎ台 2丁目17番地の14 |
| | 生活保護法に基づく 指定介護機関 | |
| | 総合支援法に基づく 居宅介護、重度訪問介護 | |

- 3 処分の内容 指定の取消し
- 4 処分年月日 令和2年4月15日
- 5 処分効力発生日 令和2年5月15日
- 6 処分の理由

(1) 訪問介護及び第1号事業（介護予防訪問介護相当サービス）

ア 人員基準違反（介護保険法第77条第1項第3号）

管理者について、出勤簿やタイムカードが作成されておらず、管理者の勤務実態が確認できなかった。

イ 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号）

(ア) 管理者及びサービス提供責任者の責務

・管理者が自ら虚偽のサービス提供記録を作成し、また、従業者に対して虚偽のサービス提供記録を作成するよう指示していた。さらに、訪問介護計画が作成されていないことについて把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。

・サービス提供責任者が、一部の利用者の訪問介護計画を作成しておらず、サービス提供責任者としての責務を果たしていなかった。

(イ) 訪問介護計画の作成

・一部の利用者について、訪問介護計画が作成されていなかった。

ウ 不正請求（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号及び第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号）

（ア）虚偽のサービス提供記録による請求

- ・一人の訪問介護員が同日同時間帯に複数の利用者に対してサービス提供を行ったとする記録をもって、介護報酬を請求し、受領した。
- ・実際にはサービス提供を行っていない訪問介護員がサービス提供を行ったとする虚偽の記録をもって、介護報酬を請求し、受領した。

（イ）サービス提供記録がない

- ・サービス提供を行った記録がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護報酬を請求し、受領した。

エ 法令違反（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項 6 号）

第 1 号事業と一体的に運営する指定訪問介護事業所において、人員基準違反、運営基準違反及び不正請求が行われていた。

(2) 指定介護機関

ア 不正請求（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項（第 51 条第 2 項第 4 号準用））

（ア）虚偽のサービス提供記録による請求

- ・一人の訪問介護員が同日同時間帯に複数の利用者に対してサービス提供を行ったとする記録をもって、介護報酬を請求し、受領した。
- ・実際にはサービス提供を行っていない訪問介護員がサービス提供を行ったとする虚偽の記録をもって、介護報酬を請求し、受領した。

（イ）サービス提供記録がない

- ・サービス提供を行った記録がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護報酬を請求し、受領した。

イ 法令違反（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項（第 51 条第 2 項第 8 号準用））

指定介護機関と一体的に運営する指定訪問介護事業所において、人員基準違反、運営基準違反及び不正請求が行われていた。

(3) 居宅介護及び重度訪問介護

ア 法令違反（総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号）

指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所と一体的に運営する指定訪問介護事業所において、人員基準違反、運営基準違反及び不正請求が行われていた。

7 不正利得の徴収（返還金及び加算金）について

介護保険法第 22 条第 3 項及び生活保護法第 78 条第 2 項の規定により、介護報酬について返還させるべき額（返還金）を徴収し、当該返還金に 4 割を乗じて得た額を加算金として徴収する。

返還金については今後精査することとなるが、980 万円程度になる見込み。